

総社市告示第93号

総社市介護保険施設等監査要綱（平成30年総社市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(監査方針)</p> <p>第2条 監査は、事業者等の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求について、<u>法令等に定める事業者等の事業の運営等に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合</u>（以下「指定基準違反等」という。）又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について、<u>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき市が虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合</u>（以下「人格尊重義務違反」という。）において、市長が当該事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等に立</p>	<p>(監査方針)</p> <p>第2条 監査は、事業者等の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求について、<u>不正又は著しい不当が疑われる場合等</u>（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「<u>立入検査等</u>」という。）を行わせ、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施するものとする。</p> <p>（監査の実施）</p> <p>第3条 市長は、次の各号いずれかに該当するときは、<u>立入検査等により監査を実施するものとする。</u></p> <p>（1）次に掲げる情報を踏まえ、<u>指定基準違反等又は人格尊重義務違反</u>について確認の必要があると認められるとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>人格尊重義務違反に関する情報</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>（2）<u>総社市地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成30年総社市告示第20号）に基づく運営指導において、同告示第7条各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p>（<u>監査の方法等</u>）</p> <p>第4条 市長は、<u>監査の対象となる事業者等を決定したときは、当該事業者等に対し、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知するものとする。ただし、前条第2号の規定に基づく監査を行う場合は、口頭により、監査の実施及び当該事項を通告するものとする。</u></p> <p>（1）<u>監査の根拠規定</u></p> <p>（2）<u>監査の日時及び場所</u></p> <p>（3）<u>監査担当者</u></p> <p>（4）<u>監査に出席すべき者の役職名等</u></p> <p>（5）<u>準備すべき書類等</u></p>	<p>（監査の実施）</p> <p>第3条 市長は、次のいずれかに該当するときは、<u>監査を実施するものとする。</u></p> <p>（1）次に掲げる情報を踏まえ、<u>指定基準違反等について確認の必要があると認められるとき。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>（2）<u>総社市地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成30年総社市告示第20号）に基づく実地指導において指定基準違反等を確認したとき。</u></p> <p>（<u>監査の方法等</u>）</p> <p>第4条 市長は、<u>指定基準違反等の確認について必要があると認められるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、関係者に対して質問し、又は当該事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定</p> <p>2 市長は、監査の実施に当たっては、事前に関係する保険者に対して情報提供を行い、連携を図るものとする。</p> <p>3 市長は、指定又は許可の権限が岡山県にある事業者等について監査を行う場合は、事前に岡山県知事に対して実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。</p> <p>4 市長は、前項の監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書により岡山県知事に対して通知するものとする。ただし、岡山県と同時に監査を行っている場合は、この限りでない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第5条 市長は、指定基準違反等の内容等が、法第78条の9、第83条の2、第115条の18、第115条の28及び第115条の45の8のいずれかに該当する場合(介護報酬の請求に関するものを除く。)は、当該事業者等に対し、書面により<u>基準の遵守等の措置を採るべきことを勧告するものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(命令)</p> <p>第6条 略</p> <p>(指定等の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10、第84条、第115条の19、第115条の29及び第115条の45の9のいずれかに該当する場合は、当該事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること(以下「指定の取消等」という。)ができる。</p> <p>(監査結果の通知)</p> <p>第8条 市長は、書面により監査の結果を通知し、改善を要すると認められた事項については、<u>期限を定めて報告を求めるものとする。</u></p>	<p>(監査結果の通知等)</p> <p>第5条 市長は、監査の結果、次条に規定する勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する通知を行った事業者等に対して、当該書面で通知した事項について、<u>書面による報告を求めるものとする。</u></p> <p>(勧告)</p> <p>第6条 市長は、指定基準違反等の内容等が、法第78条の9、第83条の2、第115条の18、第115条の28及び第115条の45の8のいずれかに該当する場合は、当該事業者等に対し、書面により<u>基準を遵守すべきことを勧告するものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(命令)</p> <p>第7条 略</p> <p>(指定等の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、指定基準違反等の内容等が、法第78条の10、第84条、第115条の19、第115条の29及び第115条の45の9のいずれかに該当する場合は、当該事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること(以下「指定の取消等」という。)ができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定は、<u>前3条の規定の適用を受けた事業者等には適用しない。</u> (聴聞等)</p> <p>第9条 市長は、監査の結果、当該事業者等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(経済上の措置)</p> <p>第10条 市長は、<u>指定の取消等の処分を行った場合に、事業者等が偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。</u></p> <p>2 市長は、当該事業者等(指定第1号事業者を除く。)に対し、原則として、法第22条第3項の規定により、<u>不正利得の額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。</u> (その他)</p> <p>第11条 この要綱に<u>定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>(聴聞等)</p> <p>第9条 市長は、監査の結果、当該事業者等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の<u>機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(経済上の措置)</p> <p>第10条 市長は、<u>勸告、命令又は指定の取消等を行った場合は、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等に該当する旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>取消処分等を行った場合は、当該事業者等(指定第1号事業者を除く。)に対し、原則として、法第22条第3項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう指導するものとする。</u> (その他)</p> <p>第11条 この要綱で<u>定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。